令和８年号外第９号　令和８年１１月１６日

北九州市公報

発　行　所
北九州市小倉北区城内１番１号
北　九　州　市　役　所

監　査　公　表

監査の結果に基づく措置状況

包括外部監査　……（監査公表第１５号）……　１

監査の結果に基づく措置状況

都市整備局及び区役所（工事監査）　……（監査公表第１６号）……　５２

監査の結果に基づく措置状況

総務市民局及び産業経済局　……（監査公表第１７号）……　６４

北　九　州　市　監　査　委　員

北九州市監査公表第１５号
令和８年１１月１６日

北九州市監査委員　　中　野　正　信
同　　梅　田　久　和
同　　鷹　木　研一郎
同　　大久保　無　我

包括外部監査人の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第２５２条の３８第６項の規定により、次のとおり公表する。

１　外部監査の種類
包括外部監査

２　選定した特定の事件
北九州市の下水道事業に関する財務事務の執行について

３　監査の期間
令和７年７月１日から令和８年１月３０日まで

４　監査公表の時期
令和８年３月２５日（令和８年監査公表第５号）

5　監査の結果に基づく措置状況

監　査　の　結　果	措　置　状　況
受贈資産の評価額 （上下水道局下水道計画課） 下水道事業においては、宅地開発事業等で整備された施設を開発業者等から無償で譲り受けることがある。令和６年度においては、管渠の受贈が４８件あり、新たに総額３５６，１５１千円の受贈資産を構築物として固定資産に計上している。 北九州市上下水道局会計規程及び地方公営企業法施行規則によれば、受贈資産は公正な評価額をもって取得原価とすることとなっているが、受贈資産の評価額の算定にあたっては、これまで同じ受贈単価を使用しており、これに受入数量を乗じて取得価額を算定している。受贈単価については、近年、建設コストの高騰が継続している中で、現状の実態に即しているかどうか検証した資料がなく、このまま見直しを行わなければ、物価高騰に追い付けず、実態と乖離が生じる可能性がある。また、減価償却費は受贈資産の評価額をもとに計算されるため、将来の期間損益にも影響を与える恐れがある。受贈資産を計上する際には、その都度、公正な評価額を算定する必要があると考える。	これまでの下水道施設の受贈資産は、管渠延長に一律の単価を乗じていたが、毎年度、本市の積算基準を準拠した口径毎の標準単価を設定し、管渠延長を乗じて評価額を決定するように変更している。令和７年度決算（令和８年３月の決算時期）から、設定した標準単価に基づき、計上している。

監　査　の　結　果	措　置　状　況
固定資産の棚卸（実地照合） （上下水道局経理・資産活用課（旧広域事業課）） 下水道事業においては、管渠、処理場やポンプ場等の事業に不可欠な固定資産を多数保有しており、質的重要性は高い。また、令和６年度における有形固定資産の帳簿価額３９８，７８７百万円は総資産４１７，９６６百万円の９５％を占めており、金額的重要性も極めて高い。従って、下水道事業において固定資産の現物管理は非常に重要である。 固定資産の棚卸（実地照合）に関して、北九州市上下水道局会計規程では、毎事業年度少なくとも１回、固定資産台帳記載事項と固定資産の実態とを照合し、その結果を局長に報告することとなっている。 この点、現状では年度末に広域事業課から各課に対して当該年度中の取得、除却又は管理換えの報告を求めている。現在の方法では過年度に異動のあった固定資産台帳記載事項について網羅的に実態を把握できず、実在性・網羅性を確かめる手続が欠落しているため、固定資産の過大計上や過少計上の恐れがある。 地中に存在する管渠など現物確認が困難と思われる固定資産はあるものの、規程に基づき棚卸（実地照合）を実施すべきである。なお、固定資産の件	固定資産台帳の実在性、網羅性を確認するため、会計規程に基づき、現状実施している固定資産の取得・除却・管理換えの報告に加え、固定資産の棚卸（実地照合）を令和８年度から実施する予定である。 実施にあたっては、膨大な資産量や地下埋設物という特性を踏まえ、全資産を複数年度で一巡して照合する「循環方式」の採用や具体的な実施方法について令和８年度中に決定する。

監　査　の　結　果	措　置　状　況
数が膨大であるため、実施にあたっては実務上の負担を軽減するため、循環方式を採用することも考えられる。	

監　査　の　結　果	措　置　状　況
固定資産の除却漏れ （上下水道局経理・資産活用課（旧広域事業課）） 固定資産の棚卸（実地照合）が不十分であるため、固定資産の除却処理が漏れる可能性がある。実際、固定資産台帳からサンプルで抽出した固定資産について監査人が現物を実査したところ、現物が存在しない固定資産が検出された。現物が存在しない固定資産は速やかに除却処理を行うとともに、今後、除却漏れを防止する体制を整備する必要がある。	今回不存在が確認された固定資産については令和７年度決算において除却を行った。 今後は、固定資産の棚卸（実地照合）の実施により定期的に現物確認をすることで、除却漏れを防止する体制とする。

監　査　の　結　果	措　置　状　況
固定資産システムへの所在地の登録 （上下水道局経理・資産活用課（旧広域事業課）） 固定資産の取得取引については、取得した各部署で固定資産システムに取得情報を登録している。固定資産システム上、「所在地」、「保管・設置場所」、「所属・部署」など場所を特定するための項目があるが、年度や部署によって登録方法が一定ではなく、未登録（空欄）も散見される。 固定資産台帳に所在地が正確に登録されない場合、台帳から所在地を特定することができないため、固定資産の棚卸（実地照合）も極めて困難となる。固定資産台帳上で所在地を明らかにすることは非常に重要であるため、所在地の登録方法については平成２１年度のシステム改修時に入力マニュアルを作成し周知しているが、各部署の各担当者の入力漏れや誤りが散見しており、総括的にチェックする体制が必要である。	固定資産の登録方法についてはマニュアルを作成し、登録する各課に対し周知を図っているが、今後は毎年度依頼の際にマニュアルを添付し、入力方法について周知を図るなど、登録の際の共通ルールの遵守に努める。 また、記載すべき部分が空白のある場合はエラーとするなど入力漏れがないようシステム改修を行う。

監　査　の　結　果	措　置　状　況
固定資産システムのマイナス残高 （上下水道局経理・資産活用課（旧広域事業課）） 令和６年度の固定資産台帳に２件のマイナス残高が発見された。２件はいずれも過年度に除却済の資産であるが、平成２２年度に新固定資産システムへ移行した際の償却計算の設定ミスにより、帳簿価額がマイナス残高となっている。この２件は除却から１０年以上経過しているが、現時点までマイナス残高は調査されずそのまま放置されている状況である。 システム移行の際はデータ引継によるエラーが発生しやすいため事前のリハーサルを徹底するとともに移行後もベンダー任せにするのではなくエラーが生じていないか自己点検しておくことが不可欠である。また、固定資産データは毎期点検し、異常な残高が含まれていないか等の観点で総括的にチェックする体制が必要である。	判明した２件の固定資産については、令和７年度決算において適正な償却額に修正を行い、決算処理を行った。 なお、現行システムで登録した資産においては、このような異常な残高は台帳上発生しない。また、新規登録した資産については、固定資産担当が確認の上、決算時には経理担当が総括的にチェックを行う。 今後システム移行を実施する際には、償却ミスがないか自己点検を実施する。

監　査　の　結　果	措　置　状　況
過誤納における下水道使用料の二重計上 （上下水道局経理・資産活用課（旧経営企画課）・営業課） 一つの納付書を使用して誤って２回納付することで、下水道使用料の過誤納が発生し、使用者への還付処理が翌年度以降になる場合、過誤納分の下水道使用料について減額処理を行っておらず、翌年度以降、還付が決まったタイミングで過年度損益修正損（特別損失）を計上している。 よって、過誤納が発生した年度の決算において、下水道使用料（営業収益）の二重計上が生じている。期間損益計算を正確に行い、その期間の経営成績を的確に把握するためには、当該年度に生じた収益と、これを得るために要した費用を対応させて認識することが必要となる（費用収益対応の原則）。 以上のことから、過誤納分の一部下水道使用料について、利用者への還付処理が翌年度以降になる場合、営業収益ではなく、一時的な預り金として処理することが必要である。	利用者が調定額以上の金額を納めたことにより、下水道使用料の過誤納が発生するケースとして、①一つの納付書を使用して２回納付を行う場合、②督促状等が発行された際に、当初の納付書と督促状両方で納付を行う場合の２ケースが想定される。 ①のケースにおいては、過誤納分の調定登録（収益計上）を、別途手動で行っているため、利用者への還付処理等が翌年度以降になる場合、過誤納が発生した年度の決算において、下水道使用料の二重計上が発生していた。 ②のケースにおいては、過誤納分の調定登録（収益計上）を行わないため、下水道使用料の二重計上は発生していなかった。 監査の指摘を踏まえ、水道料金システムから抽出したデータを精査し、過誤納分の減額処理を年度内に完了させたことから、令和７年度決算における下水道使用料の二重計上は０件となった。 令和８年度以降についても、水道料金システムから抽出したデータを精査し、過誤納分の減額処理を年度内に完了させることを目標とするが、やむを得ない事情により年度内に完了できな

監　査　の　結　果	措　置　状　況
	い場合は、一時的な預り金として会計処理することとしたい。

監　査　の　結　果	措　置　状　況
下水道使用料のシステム連携に係る誤謬修正について （上下水道局経理・資産活用課（旧経営企画課）・営業課） 料金システム側で把握している未収金と会計システム側の未収金を比較し、金額に差異がある場合には、会計システム側の残高を調整し、差額を過年度損益修正損（又は修正益）で処理している。 ①現年度下水道使用料未収金について 現年度下水道使用料未収金は、現年度に調定した下水道使用料における未収金である。市の調査によると、会計システム上の収益（下水道使用料）と料金システム上の収益の金額は一致しており、調定情報の連携に問題はないと想定している。そのため、未収金の差異については充当処理の連携にて差異が生じていると想定しているが、年度によっては差異が発生していない場合もあり、金額も少額のため差異が発生するのはレアケースであるとしている。 しかし、両システムの未収金については本来、金額が一致すべきものであり少額とはいえ差異が発生すること自体に問題があると言える。差異の発生要因を特定し、差異が発生しないよう対策することが急務である。 ②過年度下水道使用料未収金等につ	監査の指摘を踏まえ、水道料金システムと水道会計システムにおける未収金の差異について精査したところ、大半は決算資料の作成方法や記載内容の認識相違が原因であることが判明した。 関係課で協議を行い、資料様式の見直し等を行った結果、令和６年度決算において過年度損益修正損２，１３６，７６９円であったものが、令和７年度決算では過年度損益修正損及び修正益２３，６３９円にまで減少した。 しかし、令和７年度決算においても、両システムにおける未収金の差異が引き続き発生していることから、今後、両システムの保守業者を含めて協議、調査を行い、差異の発生要因を特定、解消することで、適切な会計処理に努める。

監　査　の　結　果	措　置　状　況
いて 過年度下水道使用料未収金は、過年度に調定した下水道使用料における未収金である。また、現年度下水道使用料未収金（過年度修正益）は過年度に調定した下水道使用料における調定額を現年度に変更した際に生じた未収金であり、過年度下水道使用料未収金（過年度修正益）は、過年度に調定した下水道使用料における調定額を過年度に変更した際に生じた未収金である。 市の調査によると、過年度分の調定変更が発生した際や過年度調定分に収入があった際に、システムの仕様として「過年度下水道使用料未収金」の勘定科目で増減が発生してしまうとのことである。つまり、本来であれば「現年度下水道使用料未収金（過年度修正益）」、「過年度下水道使用料未収金（過年度修正益）」といった勘定科目で処理するものが、すべて「過年度下水道使用料未収金」で処理されてしまうとのことである。そのため、毎年未収金を適切な科目に振り分けるため、決算時期に修正仕訳を行っている。 しかし、前述の要因のみであれば、各勘定科目の差異を合計すればゼロになるはずであるが、実際には差異が生じているため、何かしらの要因があると考えられる。①の対応と同様、差異の発生要因を特定し、差異が発生しないよう対策することが急務である。	

監　査　の　結　果	措　置　状　況
現状としては、上記①・②の差異を合算して、過年度損益修正損として処理しているが、発生した原因を特定しなければ適切な会計処理を行うことはできない。差異の発生要因を踏まえ、適切な勘定科目による処理が求められる。	

監　査　の　結　果	措　置　状　況
財務会計システムのユーザー管理 （上下水道局経理・資産活用課（旧経営企画課）） 令和７年８月時点において上下水道局の会計システムに１，３７５件のユーザーが登録されている。主なユーザーは、「上下水道局職員（会計年度任用職員含む）」と給与事務や工事に係る契約事務等を行う「上下水道局以外の職員」の２種類である。 会計システムに登録されているユーザーに関して退職、他部署への異動が発生した際は、原則としてユーザーを削除することとなっているが、次の２つのケースいずれかに該当する場合、作業影響を考慮してユーザーを削除していない。 ①過去に帳票登録を行ったことがあるユーザー ⇒　ユーザー削除を行うと対象ユーザーが過去に登録した帳票を再出力できなくなるため ②工事情報の監督員に登録されているユーザー ⇒　ユーザー削除を行うと対象ユーザーが監督員登録されている工事情報が更新できなくなるため 上記運用の結果、過去に退職、他部署へ異動したユーザーが多く残っている。 このうち、退職者は職員証（ＩＣカード）を返却しており、会計システム	監査の指摘を踏まえ、現状の運用において、過去に退職、他部署へ異動したユーザーを残す要因となっている事象（ユーザー削除を行うと対象ユーザーが過去に登録した帳票を再出力できなくなる等）については、ユーザー削除を行っても問題が生じないよう、令和７年度末にシステム改修を行った。 また、関係課へ照会を行うことにより、ユーザー情報の棚卸を実施し、令和７年度末時点で不要なユーザーの削除を行ったところである。 今後は、定期的（最低年に１回）にユーザー情報の棚卸を実施し、適切なユーザー管理に努める。

監　査　の　結　果	措　置　状　況
が利用可能な端末にログインできないため、実質的に会計システムにアクセスすることはできないと考えられる。 また、他部署への異動者のうち、「上下水道局職員」として登録されていたユーザーについては、異動後にアクセスできない制御が実施されているが、「上下水道局以外の職員」として登録されていたユーザーについては、異動後も会計システムにアクセス可能となっている。 　近年、地方公共団体や企業を対象としたサイバー攻撃が増加しており、中でも不正アクセスによる攻撃が最も多く、その手法も年々高度化している。特に地方公共団体は、住民情報や機密情報などの重要情報を大量に取り扱っているため、攻撃者にとって『入りやすい、奪いやすい』標的となっている。一方、予算上の制約等から地方公共団体ではシステムへのセキュリティ対策の優先順位がさほど高くないケースも散見される。 　仮に上下水道局においてサイバー攻撃を受けると最悪の場合、北九州市民９０万人の上下水道インフラがストップする、北九州市民の個人情報が流出するなどのケースが想定され、市民生活を脅かすその影響は測り知れない。また、復旧にはＩＴ専門家、弁護士、市民対応窓口などの人件費やデータ復旧費用やシステム再構築費用などのコ	

監　査　の　結　果	措　置　状　況
ストも膨大となる恐れがある。 　直近においても、企業や地方公共団体で様々なサイバー攻撃により甚大な被害が発生している。 　会計システムへの不適切なアクセスを防止する観点から、会計システムにアクセス可能なユーザーは必要最小限に留めるべきである。そのためには、退職者、異動者のユーザーを削除できるようシステム改修等の対応が必要である。それがすぐにできない場合、作業影響を考慮しつつ異動したユーザーについては従来と同じ権限ではなく、不要な操作はできないよう制約をかけるなど会計システムへの不適切なアクセスを事前に防止する策を検討することが必要と考える。また、定期的にユーザー棚卸を実施し、不要なユーザーが残っていないか確認しておくことが必要である。	

6　監査の結果（意見）に基づく措置状況

監査の結果（意見）	措置状況
下水道料金の設定について （上下水道局総務企画課（旧経営企画課）） 北九州市の人口の推移とともに、下水道使用料収入は減少の一途をたどってきた。今後も、人口減少に伴う需要の減少が予測され、料金収入の減少が続くことが見込まれる。 一方、物価の高騰により維持管理費などの支出額は増加することが見込まれている。公共工事の設計労務単価は令和７年３月から適用する公共事業は、１０年前の４９％増である。 北九州市上下水道事業中期経営計画２０３０（事業計画と財政計画）［令和８～１２年度］素案Ｐ９）では、維持管理費は年平均２．４％の上昇と見込んでいる。また、老朽化施設の増大に対応するための施設の長寿命化や改築・更新、地震や豪雨といった自然災害への備えにかかる施設整備についても、労務単価や資材価格の高騰などにより、事業費は大幅に増加することが見込まれている。（素案では、前回の基本経営計画２０３０の計画値と比較して、３８％増の見込み）「下水道使用料算定の基本的考え方」（昭和６２年発行、平成２０年、平成２９年改訂）（出所：公益社団法人日本下水道協会ＨＰ）では、資産維持費を使用料対	下水道事業については、北九州市上下水道事業中期経営計画２０３０（事業計画と財政計画）［令和８～１２年度］（令和８年３月策定）において、収益的収支・資金収支ともに赤字で推移し、令和１２年度に累積資金剰余が２７５百万円まで減少すると見込んでいる。 そのため、今後、施設規模の最適化や資産の有効活用など、更なる経営改善に取り組むとともに、その効果額や、直近の予算・決算の状況等を踏まえつつ、資産維持費の要否を含め料金体系のあり方について検討していきたい。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
象経費に算入する考え方を提案している。 　特に資産維持費について「将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実態資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するものである。」としている。 　昨今の物価高騰により、修繕費や建設改良費などの施設維持費及び委託費は従前と比較すると大幅に増大しているため、下水道使用料に、資産維持費のほか、その増大分を反映させざるを得ない状況であると思われる。 　平成１１年１１月に下水道使用料改定（標準世帯１か月２０㎥使用して２，１４６円）されて以降、北九州市の下水道料金は、変更されてこなかった。しかし、昨今の物価高により、北九州市としても、規模の最適化など検討すべきことは実施しながら、事業の維持存続に支障がない形であるための料金改定はやむを得ないと判断される。 　仮に、現状の下水道料金のままでいくと、中期経営計画２０３０（事業計画と財政計画）［令和８～１２年度］素案（令和７年１１月現在）では、単	

監査の結果（意見）	措　置　状　況
年度資金収支は５年間連続赤字になると想定している。また、令和１２年度の累積資金余剰は２７５百万円となり、今までの余剰部分が取り崩され、底をつく形になると見込まれている。	

監査の結果（意見）	措　置　状　況
上下水道の施設配置の最適化について （上下水道局下水道計画課） 北九州市は下水道普及率が９９％以上であるが、今後の人口減少が見込まれる中、すべての下水道施設を今のまま維持し続けることは、困難な状況であると推察される。 北九州市上下水道局はこれまでの基本計画２０３０、中期経営計画２０２５に沿って、長期的な視点に立ち、将来需要やコンパクトシティーに向けた方向性を踏まえて、以下のように施設の規模と機能の最適化を図ってきた。 ・皇后崎浄化センターの再構築（運転開始から５０年以上が経過し、躯体の劣化が著しく進行しているため、改築・更新にあわせて、第一処理場と第二処理場の機能の集約化を図る） ・中川通ポンプ場の移転改築（躯体の劣化が著しく進行しているため、近隣のポンプ場との統廃合を視野に入れながら移転改築を進める） また、その他のポンプ場についても統廃合を進めるが、多額の予算もかかるため、長い期間を要する予定である。 北九州市上下水道局として、規模の最適化は検討してきた。しかし、人口減少や施設老朽化に伴う維持管理費・改築更新費の増加は今後も想定される	上下水道局は、老朽化したポンプ場を統廃合した戸畑ポンプ場の整備を行っており、現在は、若松ポンプ場の整備や皇后崎浄化センターの再構築など、施設の規模と機能の最適化などに順次取り組んでいる。 平成１４年度の事業計画の見直しにより、「集約型による維持管理」と「浄化槽などの分散型へ転換した場合」の費用比較を行い、下水道による集約処理が非効率な地区では、分散型整備（浄化槽）で対応することとしたため、上下水道局としては、引き続き現行の方針に基づいた施設配置の最適化に取り組むとともに、既存の下水道管路の効率的な維持管理を行い、下水道事業の健全経営に努める。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
。今までの「すべてを集約して処理する集約型」の施設を今まで通りの規模のまま、減少する人口で維持していくことは、一人当たりの負担額がさらに増えていくことになる。どこまで今の我々が負担できるのか、どこまで将来の子供たちや孫たちの世代に負担させるのか、適切な情報を提供してもらったうえで、市民自身が将来の負担を少しでも減らせる方法を模索すべき時期に来ていると思われる。 　例えば、今まで集約型の下水道設備を整備してきた区域においても、「集約型による維持管理」と「浄化槽などの分散型へ転換した場合」の費用比較を行い、より持続可能な下水道施設のあり方を検討していくこともあり得ると思われる。 　下水道システム全体としての機能の最適化は、都市計画と連携し、人口密度が著しく低下した区域（著しく低下すると見込まれる区域を含む）においては、改築更新のタイミングやまちづくりの施策（都市機能の誘導・再配置等）を踏まえて、浄化槽などの分散型設備の範囲を柔軟に見直すことが求められていくものと考えられる。 　また、下水道のみならず上水道も一体となり、集約型の整備の維持管理のみを中心にするのではなく、地域ごとの最適な水循環のあり方を検討し、小規模でも持続可能な給排水モデルを試	

監査の結果（意見）	措　　置　　状　　況
行するなど、将来を見据えた最適な施設配置が望まれる。	

監査の結果（意見）	措　置　状　況
施設維持費などのコストのあり方について （上下水道局下水道保全課） 下水道料金の料金設定について前述したが、これについては、コスト削減の努力も継続して実施することが求められる。 しかし、コスト削減は、将来を見据えた下水道全体のシステムを維持管理することが前提である。 下水道の場合は、「損傷してから修繕する」事後的な対応の場合、生活に直結しているため市民生活へ直接影響する可能性がある。地下に埋設された管渠は、普段の生活では目にする機会がない。老朽化や破損が見えない場所で進行し、異常が顕在化したときにはすでに深刻な被害となっている可能性があるのは、昨今の道路陥没の事故の頻発が物語っている。そのため、「損傷する前に直す」事前の対応が重要となる。事前に状況を把握し、優先順位を考えてインフラを維持していくことが求められている。そのため、定期的な点検・調査と適確な劣化診断、更新の優先順位付けなどの管理コストについては最重点事項として予算を継続的に確保する必要があると思われる。 また点検・調査の効率と精度を高める必要がある。従来の点検・調査は、マンホールからカメラを挿入し映像で確認したり、目視による確認など、非	上下水道局では、これまでも腐食の恐れの大きい管渠を優先的に点検・調査を実施してきた。一方、今後は耐用年数を超える下水道管が急速に増加するため、より一層、維持管理の効率化を図るとともに、定期的な点検の予算を継続的に確保する必要がある。そこで、令和８年度からの上下水道中期経営計画では、点検・調査の目標延長を５年間で９００ｋｍ（前回の中期経営計画では５５０ｋｍ）と設定し、予算を確保することとしている。 また、点検・調査には、下水道管路内に人が直接立ち入りのできない、高水位や硫化水素ガスの危険性のある箇所では、「ドローン」や「高速で鮮明な撮影が可能なカメラ」、「ＡＩ」などの新技術を活用し、安全かつ効率的な点検を進めることとしている。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
常に時間と労力を要する人による作業中心の手法が主流だった。しかし、人手不足が進行している現在、点検・調査の効率と精度を高めるためには、従来のやり方から、異常の検出は機械が担い、人は判断と対処に集中する新しい維持管理の形へ変換することが求められている。昨今のドローン、ＡＩ等を活用した次世代の点検技術を有効に活用していくことが望まれる。また、それが人材不足という構造的な課題にも対処することになると期待されるため、これらへの投資は将来的には全体のコストの削減にもつながると思われる。 　事前の対応を前提とした、次世代の技術を使った点検・適確な劣化診断と更新の優先順位付けによる将来を見据えた維持管理は、全体のコストの削減に寄与するものと期待されるため、戦略的な観点での予算の確保も望まれる。	

監査の結果（意見）	措　置　状　況
情報技術の利用と人材育成 （上下水道局総務企画課（旧総務課）） 施設の老朽化が進行する一方で、それを維持管理する人手は減少傾向にあり、特に技術職の人材確保・人材育成は重要である。限られた予算と人員の中では、破損リスクの高い箇所を見極め、優先的に対処する「戦略的な更新」が求められている。単に、「耐用年数の経過」を基準とするのではなく、設置環境による劣化の進み具合で優先順位を考える必要がある。地盤の特性、地下水の有無、道路の交通量、温度や湿度などの外的要因で、同じ素材・同じ経過年数でも劣化の進み具合は大きく異なるとされているためである。これらの外的要因も含めた膨大な情報をＡＩが分析し、破損リスクに応じて優先順位を決定する予測モデルが、限られた人材や財源を最大限に効率よく運用することにつながっている。 一方、「人にしかできない判断」は依然として残っているとされている。アクアスフィア・水教育研究所代表の橋本淳司氏によると「下水道のマンホール内で作業員が壁面の状態を確認する場合、作業員は目で見るだけでなく、手で触れたときの感触、微かなにおいの違い、音の響きの異変など、五感をフルに使って状態を把握しています。これらの情報を統合し、瞬時に「こ	将来的に職員の減少が課題となっていく中、上下水道のインフラを維持している上で、ＡＩなどのＤＸの活用は重要であり、また活用できる人材の育成も大変重要となっている。 その課題への取り組みとして、局内でのＯＪＴを通じたＤＸ人材の育成のほか、下水道分野においては、日本下水道事業団や本市が加盟している日本下水道協会主催の研修に参加するなどで技術・ノウハウをもつ職員の育成、増加を図っている。 また、毎年開催される全国の下水道事業体が参加する下水道研究発表会（日本下水道協会主催）において、本市における新技術の取組み、実績を発表するとともに、他都市におけるＤＸの取組みについて共有し、本市職員の人材育成に取り組んでいる。 さらに、危険な下水道管渠の現地調査にドローンの活用するとともにＡＩを活用した管の劣化予測の検討など、新技術を取り入れているが、現場等での経験を積むことで、より実践的な人材育成を図ることとしている。 このほか令和８年１月には、広島市と合同で下水道ＢＣＰ訓練を実施したが、ドローンや３６０°カメラなどの活用、下水道台帳システムの開発にあ

監査の結果（意見）	措　置　状　況
の管は危ない」と判断できるのは、経験を積んだ人間ならではの力です。また異常が見つかった後の対応でも、人の判断は不可欠です。たとえば漏水が検知された場合、それが今すぐ補修を要するものか、一時的な現象で様子を見るべきものかは、現場の状況や周辺環境を総合的に判断しなければなりません。ＡＩはあくまで判断の補助に過ぎず、最終的な意思決定は人に委ねられます。災害現場でも同様です。地震や豪雨の後、現場の状況は刻一刻と変化します。マニュアル通りに対処できる場合はむしろまれであり、その場で情報を整理し、即断する力が求められます。こうした前例のない状況に臨機応変に対応できるのは、柔軟性と創造性を持つ人間の強みです。さらに、高度な機器やシステムを導入する場合にも、それを適切に理解し、使いこなせる人材の存在が前提となります。機器はあっても、動かす人がいなければ意味がありません。技術が進化すればするほど、それを扱う人材の「質」が問われるのです。」（出所：橋本淳司「あなたの街の上下水道が危ない！」扶桑社）と述べられている。 　情報技術の導入においては、情報技術を人が使いこなし、そこから導かれた情報を人が適切に理解したうえで、適確に判断し、現場の改善につなげる努力が必要である。しかし、「導入さ	わせた訓練を実施するなど、他都市と共同でのノウハウの向上、人材育成を行っており、今後もこのような取組を実施することでＤＸに対応できる人材の育成、拡大を図っていく。 　水道事業においては、ＡＩを活用した調査等も行っているが、人事異動に際しては、水道事業と下水道事業の人事交流を行うことで、局全体の人材の育成、蓄積を図っていくこととしており、今後も新技術の活用及び人材育成、技術継承の取り組みを実施していく。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
れたが使われない」、「導入した職員が異動して以降、ブラックボックス化して使われない」など、異動が一般化している自治体組織では、十分にあり得る。インフラを支える「人」と「技術」が維持運用できるように、組織として長期的な視野を持って人材育成を考えていく必要があると思われる。	

監査の結果（意見）	措　置　状　況
下水道維持管理のための組織のあり方 （上下水道局下水道保全課） 北九州市の下水道管理の特徴は、下水道の維持管理に係る工事を、上下水道局の直接の管轄ではなく、各区役所のまちづくり整備課が対応していることである。 まちづくり整備課は、 ・区内の公共土木施設の整備における企画、調査及び連絡調整、 ・事業の調査及び設計並びに工事、 ・公共土木施設の災害に係る応急措置、 ・公園緑地、街路樹、河川、水路、農林施設に関する相談調整 など、多岐にわたっている。 数多くの業務の中で、下水道に係る調査や大規模な修繕工事を含む工事なども行っている。また、下水道工事は、危険が伴うものも多数ある。各区のまちづくり整備課は、一人、または数人という少人数でそれらの業務を実施している。 下水道に係る工事については、その後の維持管理に直結するため、詳細な記録を適時に保存する必要がある。しかし、まちづくり整備課は業務過多の状況に陥っているため、上下水道局に適時適確に報告を実施することが困難な状況である。 なお、維持管理に係る工事は、「下	道路陥没や大雨時の冠水、悪臭などのトラブルが発生した際、市民がその原因（下水道、道路、河川等）を即座に判断することは困難である。そのため、各区のまちづくり整備課が窓口となり、公共土木施設に関する相談を一体的に受け付けることで、市民の困りごとに対して迅速かつ的確に対応できる「ワンストップ体制」を構築している。 こうした体制のもと、各区まちづくり整備課では、区指定の緊急業者と連携し、臭気・詰まり等の日常的な維持管理や、事故・災害時の緊急復旧など、下水道施設の維持管理に取り組んでいる。 これらの業務については、現行の事務処理ルールに基づき、まちづくり整備課が業者から提出された報告書の内容を精査した上で、適切な事務処理を行っている。また、上下水道局に対して対応件数を含む業務実績を遅滞なく報告するとともに、定期的に上下水道局とまちづくり整備課の会議を開催し、維持管理全般に関する情報共有を図っているところである。 一方で、報告事務のさらなる迅速化や、より詳細な情報の共有に向けては、デジタル化による効率化の余地があ

監査の結果（意見）	措　置　状　況
水道」については、各区のまちづくり整備課が担っている。一方、「上水道」については、上下水道局の東部及び西部工事事務所が担っている。下水道の維持管理をまちづくり整備課で担うよりも、上水道と下水道を総括的に考慮でき、かつ、現場の状況に応じた危機管理をより安全に実施できる東部および西部工事事務所が主体となった組織で実施する体制も考えられる。組織の再構築と業務担当のあり方を再検討することが望まれる。	ると考えている。 　このため、令和７年度から「新下水道台帳システム」の構築を進めている。本システムでは、まちづくり整備課が現場での維持管理記録を直接入力・保管できる仕組みを導入し、報告事務の省力化と情報の即時共有を図ることとしている。 　組織の再構築と業務分担のあり方については、まずは本システムの導入（令和９年度の本格稼働）による事務負担の軽減効果や運用状況を検証するとともに、その結果を踏まえ、まちづくり整備課と上下水道局との最適な役割分担や執行体制について、継続的に検討を行っていきたい。今後とも、まちづくり整備課と上下水道局とのさらなる連携を図り、市民サービスの向上と下水道施設の適切な維持管理に努めていく。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
固定資産管理について （上下水道局経理・資産活用課（旧広域事業課）・下水道保全課・施設課） 固定資産システムで計上されている減価償却費は、料金算定の基礎となる使用料対象経費である。料金に反映される重要な構成要素であるため、減価償却費の算定は正確な情報であることが望まれる。しかし、現状では、固定資産システムの入力が各部署で異なるなど、運用面で課題が見受けられた。 固定資産管理については、後述する個別意見で詳細は述べる。ここでは、固定資産の現物管理のあり方を検討する。 下水道に関する固定資産は、大きく二つに分けられる。 一つは、管渠である。もう一つは、浄化センターとポンプ場の施設である。 ① 管渠 管渠の現在の更新に係る特徴は、「開削方式」から「非開削工法」の「更生技術」と呼ばれる手法に変わってきていることである。これは、既存の老朽管をそのまま活用し、内部から新しい管を再構築するもので、新しいものに更新しなくても、そのままの管で耐久性を確保することが可能になったことである。（ＣＩＰＰ工法「Ｃｕｒｅｄ－ｉｎ－Ｐｌａｃｅ　Ｐｉｐｅ（	償却済み資産については、固定資産の棚卸（実地照合）を通じて利用状況や老朽化の程度を確認し、撤去や売却等について検討を行う。 ① 管渠 下水道管路の固定資産については、「既存の管路」と「更生技術によって既存の老朽管をそのまま活用し、内部から新しい管を再構築」した管路（以下「更生管」という）は、どちらも資産を構築した施設として固定資産管理システムに計上している。 「既存の管路」の減価償却費は、耐用年数を基準にしており、一方「更生管」については、多岐にわたる工法や材料のため全国で一律の耐用年数を定めていないものの、日本下水道協会の技術基準では、更生管は「新管と同等の５０年以上の耐久性を有すること」が要求されており、国土交通省の指針では、更生工法による長寿命化を図った場合、その後の耐用年数を５０年として計画を立てるよう指導されているため、北九州市では、「更生管」の耐用年数は５０年としている。東京都や大阪市、名古屋市も同様の耐用年数を採用している。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
現場硬化管）」（※１）やスパイラル（ＳＰＲ）工法（※２）） これらの技術は、道路の掘削が少なくなるため、工事に伴う市民への影響も少なく、工期の短縮やコストの削減も見込める。そのため、維持管理にかかる負担が大きく軽減できるようになった。ただし、あまりにも老朽化した管では、管の内側にライナー等の樹脂を密着させることが困難であるため、「適時」の修繕工事が重要になる。ここでも点検・適確な劣化予測と更新の優先順位付けの重要性が確認される。 また、固定資産管理の面からすると、今まで耐用年数を基準にしてきた考え方が、この更生技術で、耐用年数の管理が難しくなると考えられる。一律の耐用年数の設定に意味がなくなるからである。 この更生技術で、使用できる年数がどのぐらい伸びたか、それをどのようにシステム上で管理するのか、それを固定資産システムで管理させるのか、管理しきれるのかの判断は難しいところである。 ちなみに、電力会社の電線については、取替法が採用されていると聞いている。管渠という膨大でかつ高額、そのうえ維持費が際限なく必要となる設備を適切に管理できる方法は、これからも検討していく必要があろう。 ※１　ＣＩＰＰ工法 老朽化した既	一方で、更生技術で、使用できる年数がどのぐらい伸びたか、管渠の一部補修に近い場合や、旧管の耐用年数が大幅に残っている場合はどのように、システム上で管理するのか、また、「更生管」を新たな資産として計上した場合、「既存の管路」を除却するべきか、もしくは「既存の管路」と「更生管」を複合した耐用年数の考えを導入するか、他の自治体の事例などを参考にしながら、令和８年度内に協議を始める。 適切なタイミングの修繕については、下水道管が破損した場合、社会的な損失が大きな路線を抽出しており、すでに点検や更新の優先順位付け、新技術を活用した劣化予測に取り組んでいる。 ②施設（主に浄化センター及びポンプ場） 機器故障に伴うバックアップ機の代替運用について、日明浄化センターＮｏ．１ブロワーは修理が完了し、通常の本機・バックアップ機の体制に復帰している。一方で、３箇所においては現在もバックアップ機による代替運転が継続しており、令和８年度中に改良工事を発注する予定である。 監査の意見を踏まえ、浄化センター及びポンプ場の固定資産について、耐用年数の２倍を超える約４千点の資産を抽出し、固定資産台帳の記載内容と

監査の結果（意見）	措　置　状　況
設管の内部に、樹脂を含浸させたチューブを反転挿入し、温水などで加熱・硬化させて新しいプラスチックのパイプを形成する非開削の管更生工法 ※２　ＳＰＲ工法は既設管の内側に硬質塩化ビニル製プロファイルの更生管を製管し、既設管と更生管の間隙に特殊裏込め材を充填して強度を高める工法。古くなった管渠を既設管・更生管・裏込め材が一体となった強固な複合管として蘇らせることができる。（出所：日本ＳＰＲ工法協会ＨＰより監査人が加工） ②施設（主に浄化センター及びポンプ場）について 管渠以外の下水道に係る設備は、主に浄化センターの建物、機械装置、工具器具やポンプ場の建物、機械装置、工具器具が主なものである。 一般的に生活するうえで、下水道事業におけるポンプ場の重要性はあまり意識されない。下水は、生活排水を下流に送るために、何段階ものくみ上げ（ポンプアップ）が必要とされる。高低差を利用して重力で水を流す自然流下方式を採用できればいいが、土地の形状によりポンプアップが必要とされる部分も多々ある。そのため、ポンプ場が必要となるが、このポンプの設置費用は多額にのぼり、かつ、ポンプを動かす電気代などの維持管理費が非常	現地の状況を照合する実地確認を行っている。実地確認の結果、不存在が確認された資産については、撤去もしくは有姿除却するか、会計上の残存簿価の取り扱いを含めた検討を開始する予定である。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
にかさむ。必要不可欠にもかかわらず、あまり認識されていない設備であろう。 　一般に、下水道事業に係る設備は、一日も止めることができない２４時間稼働設備である。重要であるにもかかわらず、市民にとって稼働していて当然と思われており、認識外になっている。常に稼働するための日々の作業と維持管理の重要性は、もっと認識されるべきものと思われる。今回現場視察を実施して実感したことだが、市民に実情を知っていただく広報活動がさらに必要であると思われた。 　一方、これらの施設は２４時間稼働させることが前提であるため、バックアップ機を配備し、緊急事態でもすぐ復旧できる体制づくりが大事となる。現地視察時に確認したところ、設備が故障し、バックアップ施設を使用している設備があった。しかし、本機を修繕せずに、そのままバックアップ設備を利用したままであるものが見られた。 　予算の都合や、工事の都合があるとのことであるが、バックアップ設備がもし何らかの事情で故障した場合、施設がストップする可能性は排除できない。バックアップ設備も含め、すべての設備の状況を把握し、適切な管理体制がなされることが求められる。 　また、現地視察時に確認した設備の	

監査の結果（意見）	措　置　状　況
うち、使われなくなった施設があったが、撤去する費用がないため、そのまま建物ごと廃墟になっていた。使われていない設備も、帳簿価格上は５％の残存簿価が残っている。本当に使わない（使えない）見込みであるのであれば、１円まで有姿除却することも考えられる。 　なお参考までに、耐用年数を超過した建物および機械装置、工具器具を集計した。すべてが使っていないわけではないであろうが、耐用年数を超過した固定資産が６０６億円あり、計上されている残存簿価が３０億円ある。固定資産に対して５％の残存簿価であるが、総額にすれば、多額になった。これらの償却済みの資産が本当に使用されているかは、毎期確認した上で、実情に合わせて有姿除却か撤去売却することが望まれる。 　建物や大型設備は、撤去するにも費用が掛かる。崩落などや事故が発生する前に、できれば少しずつでも計画的に撤去し、有効に活用できる部分は、少しでも資金に変えて、次の投資につなげていただきたい。	

監査の結果（意見）	措　置　状　況
未利用の固定資産 （上下水道局経理・資産活用課（旧広域事業課）） 監査人が固定資産台帳からサンプルで抽出した固定資産について現物を実査したところ、現在は利用されていない固定資産が複数発見された。未利用固定資産は、事業に貢献していないため資産性が認められず、これを貸借対照表に計上すると財政状態の適正表示を歪めるため、有姿除却を行うことが必要である。また、未利用固定資産は保有し続けることで今後も場所の確保や管理コストが発生するため、将来も利用見込がない場合にはそのまま保管するのか現物の処分をするのか検討することが望まれる。	固定資産の棚卸（実地照合）を通じて、未利用の固定資産の確認を行う予定である。使用予定のない未利用資産が確認された場合は処分可能性や有姿除却について検討する。

監査の結果（意見）	措置状況
電話回線の使用状況の確認作業 （上下水道局経理・資産活用課（旧広域事業課）） 電話加入権について、電話回線の使用の有無を確認することが望ましい。使用の有無を確認後、使用していない電話回線がある場合、使用していない電話回線にかかる取得金額を費用処理することを検討することができる。よって、電話回線の使用状況の実態を明らかにすることが必要である。	各回線の使用部署と連携し、固定資産システムに登録されている電話加入権について情報の整理と使用状況の確認を行う予定である。使用していない回線については、会計処理などの対応を検討する。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
滞留債権（水洗便所改造資金貸付金）の取り扱いについて （上下水道局営業課） 新たに処理区域となった区域（公共下水道が使えるようになった地域）では「３年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造しなければならない」と義務付けられている（下水道法第１１条の３）。 北九州市においては、水洗化の普及対策として「水洗便所改造助成金」や「水洗便所改造貸付金」といった制度を設けている。この「水洗便所改造貸付金」について、長期滞留している債権が生じている。 １０年超滞留している水洗便所改造資金貸付金２０，１３９，７６８円のうち、約９１％の１８，４７６，２６８円は昭和に発生したものであり、これら滞留債権の大部分は債務者の「居所不明」により回収が極めて困難な状況にある。当該債権は１００％の貸倒引当金を設定しているものの、多額の滞留債権が貸借対照表に計上され続けている。 水洗便所改造資金貸付金は時効期間が経過しても当然には債権が消滅しない私債権であるため、「居所不明」により債務者本人の時効の援用等の意向が確認できない場合、債務を消滅させるには、地方自治法施行令第１７１条の７第１項に基づく「債権の免除」の	令和７年度には２件、３７６，４００円の債権放棄を行った。 今後も、現行の市の方針に則り、債権者、連帯保証人等の調査を実施し、居所が判明した者には民法第５１９条による債務の免除の意思表示を行い、債権放棄を実施する。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
手続きを行い、さらに地方自治法第９６条により議会の議決を受ける必要がある。しかし、債権放棄する多種大量な債権の全てを議会承認することとすると、業務が煩雑で議会事務にも影響が大きいことから、平成２９年に北九州市債権管理条例が制定され、現在は市長等の決定で債権放棄ができることとなっている。 　債権放棄は、相手方に対する意思表示によってその効力を生ずるため、債権放棄通知書を債務者本人に送付する必要がある。債務者の居所が判明している場合は通知書の送達によって可能だが、居所不明の場合は民法第９８条による裁判所を通じた公示送達等を行うこととなる。これには申し立て手数料や官報掲載料などの一定のコストが発生するため、回収不能な債権を処理するために、公費を用いて追加コストを投じることは、経済合理性の観点から慎重な判断が求められる。 　したがって、これら多額の滞留債権を解消するべく早急に債権放棄の手続きを進めつつ、しかし、必要以上の追加コストをかけることなく法的に債権を消滅させる手段の有無について検討を行うことが望ましい。	

監査の結果（意見）	措　置　状　況
<u>その他営業未収金における長期滞留残高について</u> （上下水道局経理・資産活用課（旧経営企画課）） その他営業未収金の勘定明細を通査した結果、平成２８年に計上された３００円の過年度残高が、解消されず滞留している事実を確認した。 当該残高は、平成２７年に発生した工事履行証明書の交付手数料に係る債権である。少額とはいえ特定の残高が長期間にわたり滞留していることは、債権債務の管理上、不適切であると考えられる。 市の担当者に確認したところ、本件に関しては、工事履行証明書の交付申請により計上されたものであるが、実際には何らかの理由により証明書の交付が取りやめとなったが、本来計上不要であった債権が計上されたままとなっていたことにより長期滞留につながったとのことである。当該残高については、速やかに状況を確認し、適切な会計処理を行い、残高を解消されたい。 今後は、このような長期滞留を防止するため、少なくとも年次決算時（または月次）に未収金勘定の残高明細（節レベル）を精査し、滞留債権の要因分析と解消（回収努力、処理等）を適時に行う管理体制を整備されたい。	監査の意見を踏まえ、令和７年度決算において、下記のとおり修正仕訳を行い、その他営業未収金における滞留残高を解消した。 （借方）過年度損益修正損２７８円／（貸方）過年度その他営業収益未収金２７８円 （借方）仮払消費税２２円／（貸方）過年度その他営業収益未収金２２円 また、未収金の長期滞留を防止するため、年次決算時に水道会計システムから未収金勘定の残高明細（節レベル）を抽出し、長期滞留している過年度未収金がないか精査する旨を業務マニュアルに追記した。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
情報管理方法による不効率 （上下水道局経理・資産活用課（旧経営企画課）） 現状、企業債の情報は財政・変革局が一元管理しており、各局に情報が随時共有されている。下水道事業においては、ＰＤＦ形式で情報が共有され、受領した資料をもとに手作業でＥｘｃｅｌへの転記を行っており、さらに決算用など、用途別に複数のＥｘｃｅｌファイルで管理されている。 このような手作業による転記を前提とする運用は、入力ミスのリスクが高いだけでなく、作業の非効率を招いている。また、複数のＥｘｃｅｌファイルでの情報管理は、データの整合性確認などに余分なコストが発生していると考えられる。 そのため、財政・変革局からの情報共有を、現行のＰＤＦ形式からＥｘｃｅｌ形式に変更していただくよう提案したい。Ｅｘｃｅｌ形式によりデータを入手できれば、加工して利用することで手作業による転記が不要となり、入力ミスを防ぐことができる。また、業務の正確性と効率性が大幅に改善することが期待できる。	上下水道局が所管する他の企業会計（上水道事業）においては、財政・変革局からＥｘｃｅｌ形式によるデータ提供を受けており、会計間での差異が見られた。 監査の意見を踏まえ、下水道事業においても令和８年４月にＥｘｃｅｌ形式のデータを受領した。今後、業務の正確性と効率性の改善に努める。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
退職給付引当金 （上下水道局総務企画課（旧総務課）） 上下水道局（下水道）では簡便法である期末要支給額を退職給付引当金として計上している。この期末要支給額の計算は、下記の要素別に計算される。 基本額：給料月額に退職支給割合を乗じて算定される。なお、退職支給割合は、勤務年数に応じて決定される。 調整額：適用を受ける給料表の職務の級に応じて調整月額が決定され、当該調整月額に勤務月数を乗じて算定される。 基本額の算定に当たっては、計算の対象となる職員に関して過去に休業期間が存在する場合には、当該期間を除算期間として取扱い、退職給付引当金を計算することとなっている。しかし、上下水道局（下水道）では当該除算期間の情報をＥｘｃｅｌ等の電子データで保持しておらず、除算期間を考慮するためには個人ごとの除算期間の情報をマニュアルでデータ化する必要があり事務負担が大きいため、現状の退職給付引当金計算においては除算期間	令和６年度退職給付引当金について、除算期間を考慮した場合の影響額を試算した結果、期末における退職給付引当金の計算上、重要な影響がないことを確認した。 ≪試算：除算期間反映前と反映後の退職給付引当金の比較≫ 比較した結果、差額は１，７８７，２２７円であり、重要な影響はなし。 ① 除算期間反映なし １，３６９，４２７，０１５円 ② 除算期間反映あり １，３６７，６３９，７８８円 ①－②＝１，７８７，２２７円 ※除算期間がある者は１４３名の内３名のみで、３名の除算月数の合計は５年。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
を考慮外としている。 　現在、退職給付引当金の計算においては、給与情報の情報提供元である総務市民局から給与情報等を入手し、上下水道局（下水道）にて実施している。そのため、除算期間を反映させるためには、総務市民局から給与情報等のデータに除算期間に関する情報も含めてもらい上下水道局（下水道）にて退職給付引当金の計算を実施する、または、詳細な人事情報を保有する総務市民局において退職給付引当金を計算し当該結果を共有してもらう必要がある。 　仮に、実務上、毎期除算期間を反映することが難しい場合、一度、除算期間を考慮した場合の影響額を試算していただき、期末における退職給付引当金の計算上、重要な影響がないことを確認していただきたい。	

監査の結果（意見）	措　置　状　況
営業未払金と建設改良未払金における表示誤りについて （上下水道局経理・資産活用課（旧経営企画課）） 未払金の勘定明細を通査した結果、過年度の処理ミスに起因し、過年度営業未払金に２６，６１７円（過大計上）、過年度建設改良未払金に▲２６，６１７円（過小計上）の残高が未相殺の状態で残存している事実を確認した。これにより、未払金勘定全体（項・目レベル）では残高が適正に見えるものの、内訳科目（節レベル）において過大・過小表示が生じていた。 勘定科目の内訳（節レベル）とはいえ、財務諸表等の表示が実態と乖離している状態は、会計情報の正確性の観点から不適切である。また、過年度の処理誤りが長期間にわたり発見・訂正されずに残存していることは、内部牽制および残高管理の体制に不備があることを示している。 当該残高については、速やかに適切な振替仕訳を行い、両勘定の残高を適正な状態に訂正されたい。また、今後は、月次・年次にて、節レベルで残高明細の精査を行い、異常な残高や処理誤りを早期に発見・是正できるチェック体制を整備されたい。	監査の意見を踏まえ、令和７年度決算において、下記のとおり修正仕訳を行い、営業未払金と建設改良未払金における表示誤りを解消した。 （借方）過年度営業未払金２６，６１７円 ／（貸方）過年度建設改良未払金２６，６１７円 また、未払金の異常な残高や処理誤りを発見・是正するため、月次で水道会計システムから未払金勘定の残高明細（節レベル）を抽出し、過年度未払金がないか精査する旨を業務マニュアルに追記した。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
賞与引当金の計算過程 （上下水道局総務企画課（旧総務課）） 期末における賞与引当金の計算は、当初予算の年間の賞与支払額をベースに４ヶ月／１２ヶ月を乗じて算定されているが、この計算方法は「予算と実績がほぼ同額」で、「前期と当期の賞与の支給水準は同程度」であり、「人員構成・給与水準も同程度」であるという仮定の上に成り立つものである。 まず、算定の基礎に「当初予算」を用いること自体が、会計上の「合理的な見積り」の観点から適切ではないと考えられる。予算はあくまで事業計画上の枠であり、期末時点で当期に帰属する労働の対価として発生済みの債務の見積りとは、その性質が根本的に異なる。過去の他自治体の監査事例（水戸市＿令和４年度）においても、予算額を引当金として計上していた実務が「支給実績との大きな差異」を生じさせていたとして、不適切な処理と指摘され、是正されている。 確かに、毎年４月に大規模な人事異動が発生する地方自治体の事情を考慮すれば、個別の積算（原則法）に代えて、簡便的な計算方法（前年度の「実績額」をベースとする方法）を採用すること自体には、一定の合理性が認められる余地がある。しかし、現在採用している「当初予算」ベースの方法は	令和８年度に、期末に計上した引当金見積額と、翌６月期の実際の支給実績に基づく当期帰属額（＝６月支給実績 × ４／６）との間に、大きな乖離がないか確認を行う。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
、その合理的な簡便法とも異なっており、前述の仮定（特に「予算＝実績」という仮定）が崩れた場合、見積りと実績が大きく乖離する根本的なリスクを内包している。 　そのため、バックテスト（事後検証）を実施し、期末に計上した引当金見積額と、翌６月期の実際の支給実績に基づく当期帰属額（＝６月支給実績×４／６）との間に、大きな乖離がないことを確認し、もしこの乖離が大きく継続的に発生する場合は、まず算定基礎を「当初予算」から「前年度実績」や「より合理的な支給見込額」へ変更することを検討すべきである。	

監査の結果（意見）	措　置　状　況
過年度から滞留している残高について （上下水道局経理・資産活用課（旧経営企画課）） その他預り金の勘定明細を通査した結果、平成２７年１２月２８日付で計上された２，２４０円の残高が、監査日現在においても解消されず滞留している事実を確認した。 当該残高は、平成２７年当時に還付予定であった金額が、振込先口座への振込不能により、一旦「その他預り金」として預入を行ったものである。 適切な仕訳処理が行われないまま、少額とはいえ特定の残高が長期間にわたり滞留していることは、債権債務の管理上、不適切であると考えられる。 当該残高については、速やかに適切な会計処理（修正仕訳）を行い、残高を解消されたい。 今後は、このような長期滞留を防止するため、少なくとも年次決算時（または四半期ごと等）に預り金勘定の残高明細を精査し、滞留要因の分析と解消に向けた対応（口座再確認、振替処理等）を適時に行う管理体制を整備されたい。	監査の意見を踏まえ、令和７年度決算において、下記のとおり修正仕訳を行い、その他預り金における滞留残高を解消した。 （借方）その他預り金２，２４０円 ／（貸方）還付未済金２，２４０円 また、預り金の長期滞留を防止するため、年次決算時に水道会計システムから預り金勘定の残高明細（節レベル）を抽出し、長期滞留している預り金がないか精査する旨を業務マニュアルに追記した。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
資本金の形成表の作成 （上下水道局経理・資産活用課（旧経営企画課）） 現状、上下水道局では、固有資本金、繰入資本金、組入資本金という成立の由来を確認できる資料を作成していない。事業規模の変更、資本金として留保すべき水準の見直し等、議会の議決を経て資本金の額の減少（減資）を行うことができる（地方公営企業法第３２条第４項）との定めがある。 資本の成立の由来を明らかにする目的で、固有資本金、繰入資本金、組入資本金と区分して、資本金の性質分類を管理することが望ましい。	監査の意見を踏まえ、資本金の形成表を作成するにあたり、過年度分の資本金増減について精査の上、対応の検討を行う。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
各目で人件費計上 （上下水道局経理・資産活用課（旧経営企画課）） 給与費には上下水道局（下水道）の職員にかかる給料、手当、法定福利費、賞与引当金繰入、退職給付引当金繰入が計上されている。 現状、各目（管渠費、水質管理費など）では業務を担う職員の人件費は計上されていない。 組織体制を考慮して人件費を各目にて計上することが望ましい。なお、計上するにあたり、予算の枠組みを見直すこと並びに会計システムにおける勘定科目と部課の紐付け作業を行うことが必要となる。	上下水道局が所管する他の企業会計（上水道事業・工業用水道事業）においては、各目ごとに人件費を計上しており、会計間での差異が見られた。 監査の意見を踏まえ、関係課と調整を行ったうえで、令和９年度予算から各目ごとに人件費を計上することとしている。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
総務省提出データの誤りについて （上下水道局経理・資産活用課（旧経営企画課）） 総務省へ毎年度決算データを提出し、それが「地方公営企業年鑑」における北九州市の数値として利用されることになるが、現行使用料のうち「一般家庭用　２０㎥／月（円）」について、消費税率改正のタイミングで適切な使用料で提出が行われておらず、継続的に誤った数値を提出していた。 具体的には、平成２６年４月１日に消費税率が５％から８％に改正された際における金額は消費税率５％である２，１４６円のままで総務省へ提出されており、消費税率８％である２，２０７円と正しい金額で提出されたのは平成２８年度分以降となっている。 また、令和元年１０月１日に消費税率が８％から１０％に改正されているが、市が総務省へ提出しているデータは当該改正前と同じ、消費税率８％である２，２０７円で令和５年度分まで提出されたままとなり適切な金額となっていなかった。 なお、令和６年度分からは適切な数値で提出していることを確認した。	監査の意見にあるとおり、令和６年度分以降は適切な数値で提出している。 また、今後数値に誤りが生じないよう関係課への事前確認を行う等の事務手順の見直しを行った。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
経理人材の体制構築と異動時期の適切性 （上下水道局総務企画課（旧総務課）） 下水道事業会計では、決算における消費税の納税計算や期中における複式簿記など、一般会計にはない特殊な会計処理を行う必要がある。特に消費税の納税額計算については、期中の仕訳で適切な消費税科目の選択が不可欠であり、期末には当該仕訳を集計して消費税額を計算しなければならない。また、他の公営企業会計と比べ、受入補助金を伴うものが多いため、特殊な消費税計算（特定収入が５％超えるため）を行わなければならない。 今回、Ｒ６年度の期末における消費税の納税額計算について検証した結果、問題となる事項は発見されなかった。 しかしながら、期末の特殊の計算部分はＥｘｃｅｌ等のワークシートを用いて手動で計算しており、担当者の熟練度が不可欠となる。したがって、担当者の引継ぎやマニュアル等の整備が非常に重要となる。 他方で、当該特殊の消費税計算に対応するシステムは存在するが、それを導入したとしても操作に習熟する必要があり、日々の仕訳についても適正であるかを期中から判断する必要がある。	経理係の担当業務については、業務の属人化を防ぐため、１年ごとにローテーションを行っており、決算業務が本格化する４月に人事異動があったとしても、業務が円滑に遂行できるよう努めている。また、人事異動に際しては、総務企画課が所属長にヒアリングを行なった上で、担当業務を知るものが全て異動する事態が起こらないようにしており、引き続き適正な人事異動・人員配置に努めてまいりたい。 なお、６月末での人事異動の検討については、市長事務部局等との人事交流がある中で、局独自で決められず困難ではあるが、意見については、市長事務部局の人事担当部門に共有した。

監査の結果（意見）	措　置　状　況
また、経理処理関係を外部委託することも考えられるが、その場合、将来的に経理に係るノウハウが組織内に蓄積できず、受託業者が不在となった場合などのリスクがある。 経理業務について、安定的な人員配置やオン・ザ・ジョブ・トレーニング（Ｏｎ－ｔｈｅ－Ｊｏｂ Ｔｒａｉｎｉｎｇ、ＯＪＴ）が重要であると考える。 現状、北九州市では、通常、経理係の係長は４月１日付、係員は４月下旬に異動するため、３月末で期末決算を迎える企業会計の経理業務において、新規で従事する担当者は非常に難しい決算業務から開始することになる。正確で、効率的かつ円滑に業務を遂行しなくてはならない決算業務に、新しく担当する職員が大きな負担と困難を抱えながら対応していることは想像に難くない。 特に４月に異動の経理係の係員は、決算における消費税納税計算や期中における複式簿記など、行政にはない特殊な会計処理を行うため、負担が大きい。 今後の円滑な業務遂行のためにも、経理業務担当者は決算の目途がつく６月末での異動の検討や、また担当業務を知るものがすべて異動してしまう事態が起こらないような適正な人事異動・人員配置を検討することが望まれる	

監査の結果（意見）	措　　置　　状　　況
。	

北九州市監査公表第１６号
令和８年１１月１６日

北九州市監査委員　　中　野　正　信
同　　梅　田　久　和
同　　鷹　木　研一郎
同　　大久保　無　我

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第１９９条第１４項の規定により、次のとおり公表する。

１　監査の種類
定期監査（工事監査）

２　措置を講じた局等
都市整備局
門司区役所
小倉北区役所

３　監査の期間
令和７年１０月１７日から令和８年５月２１日まで

４　監査公表の時期
令和８年７月２９日（令和８年監査公表第１０号）

5　監査の結果に基づく措置状況

（１）都市整備局

監　査　の　結　果	措　置　状　況
ア　工事費の積算（土砂等運搬）について （河川公園部河川整備課） ［２１］笹尾川護岸工事（５－１） （折尾総合整備事務所整備課） ［３３］折尾連立関連（北鷹見町）新々堀川移設工事（５－１） （西部整備事務所工務第二課） ［１３５］宿ノ内川護岸工事（５－１） これらの工事は、八幡西区の笹尾川、新々堀川、宿ノ内川で、河川護岸及び移設工事として実施されたものである。いずれの工事においても、大型土のうに使用されていた土砂の運搬等が行われていた。 市土木工事標準積算基準書（以下「積算基準」という。）では、土砂の運搬を行う際は、地山土量に換算した土量で計上することになっている。また、大型土のう１袋は、ほぐした土量１立方メートルで製作されることが標準とされている。 これらの工事ではいずれも、運搬する大型土のうの土砂について、地山土量に換算せず、ほぐした土量のまま運搬費等が計上されていたため、設計上の土量が過大となり、不適切な積算であった。 工事費の積算にあたっては、積算基	１　指摘事項が生じた原因 今回の指摘は、運搬した大型土のうの土量を地山土量へ換算することを失念したために生じたものである。 ２　再発防止策について 今後、同様のミスを防止するため、運用している工事発注マニュアルに当該事項を追記した。また、工事の起工にあたっては、担当係長とチェックリストを用いた再確認を徹底することとした。 上記と併せて、積算ミス等の再発防止を目的とした積算システムの改良について、担当部局である技術監理局に依頼しており、必要に応じて情報提供等の協力をおこなっていく。 ３　職員への周知について 【河川整備課】

監　査　の　結　果	措　置　状　況
準に基づき適正に行われたい。	本指摘事項を周知するため、令和８年７月１４日の「事務改善会議」において河川整備課内での研修を実施した。 また、同年７月２３日には「令和８年度河川研修」を通じ、都市整備局河川公園部、東西整備事務所、および各区まちづくり整備課の職員へ周知を図った。 【折尾総合整備事務所】 令和８年７月１３日に「折尾地区総合整備事業勉強会」で、「土砂等運搬」に関する監査指摘事項について、事務所職員等へ周知を行った。 【西部整備事務所工務第二課】 令和８年７月２８日の事務改善会議で監査指摘事項について、再度、周知を行った。

注・・[　] 内の数字は、令和８年監査公表第１０号の別表１　本工事抽出一覧表の番号を示す

監　査　の　結　果	措　置　状　況
イ　工事の変更について （住宅部住宅整備課） ［３７］（仮称）ふれあいむら高坊団地市営住宅建設工事 本工事は、小倉北区高坊一丁目の市営高坊団地内に高齢者向け市営住宅を新築するものである。 本市では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする環境整備の一環として、建設現場に設置する仮設トイレを快適に使用できる仕様とした「快適トイレ」の導入を推進している。 この快適トイレの仕様や実施方法等を定めた「建設現場における「快適トイレ」設置試行要領（以下「要領」という。）」には、受注者が快適トイレを設置した場合、その費用を変更設計に計上すると記載されている。 しかしながら、本工事においては、快適トイレが設置され、受注者の届出に基づき、工事監督課が要領の基準適合を確認していたにもかかわらず、その費用が変更設計書に計上されていなかった。 工事の変更にあたっては、実際の工事内容を確実に確認し、適正な設計変更を行われたい。	１　指摘事項が生じた原因 設計変更は、設計図書の質疑事項書等に基づき作業を行っているが、快適トイレの提出書類は、「仕様チェックシート」と「設置報告書」となっており、これに関して設計図書の質疑事項書等の提出は求めていなかった。 また、業務マニュアル等に詳細な記載がなく、チェック機能も有効に働いていなかったものである。 ２　再発防止策について 令和８年４月、同様の間違いが生じないように、「現場説明事項書」に快適トイレ設置の有無について、設計図書の質疑事項書を提出させることを記載し、この運用に関する「業務マニュアル」の改訂を行った。 加えて、今後、設計変更時に「設計内訳書のチェックリスト」を活用し、工事担当者、精査者及び工事担当係長によるチェックを行う。 ３　職員への周知について 課内の職員に対して、令和８年７月２９日に事務改善会議を実施し、指摘内容と改善策について周知を行い、再発防止の徹底を図った。

注・・［　］内の数字は、令和８年監査公表第１０号の別表１　本工事抽出一覧表の番号を示す

監　査　の　結　果	措　置　状　況
ウ　施工管理について （建築部施設保全課） ［５８］城山霊園納骨堂補修工事 本工事は、門司区大字大里の納骨堂における防水・外壁の改修、内部壁塗装等を行うものである。 受注者は、建設副産物の運搬に際し、道路運送車両法で定める最大積載量を遵守するとともに、市過積載防止対策実施要綱（以下「要綱」という。）基づき、過積載の防止に取り組む必要がある。この要綱では、過積載があれば、監督員は積載量の徹底管理と再発防止を書面で指示すると規定し、受注者には始末書と書面による再発防止対策の報告を義務付けている。 本工事の建設副産物の運搬において、過積載による運搬が行われていたにもかかわらず、工事関係書類の確認が十分でなく、過積載が行われていた事実を把握していなかった。そのため、監督員の指導が行われず、また、受注者からの報告も行われていなかった。 今後は、工事関係書類を適切に確認し、再発防止に向け、受注者への指導に努められたい。	１　指摘事項が生じた原因 今回の指摘は、工事関係書類の確認が十分でなく、見落としが原因で生じたものである。 そのため、監督員からの指示及び受注者からの再発防止対策の報告が行われなかった。 ２　再発防止策について 職員には工事関係書類の確認および報告体制の遵守を、受注者には過積載の是正と適切な対応を、それぞれ指導した。 また、「市過積載防止対策実施要綱」を所管する技術監理局より再発防止に向けて「搬出記録表」の改正及び全庁的に注意喚起を実施した。 ３　職員への周知について 令和８年７月３０日の事務改善会議でチェックの徹底を図り、再発防止に努めるよう職員に周知を行った。

注・・［　］内の数字は、令和８年監査公表第１０号の別表１　本工事抽出一覧表の番号を示す

監　査　の　結　果	措　置　状　況
エ　工事費の積算について （建築部施設保全課） ［６９］消防局庁舎外壁及び屋上防水改修工事 本工事は、小倉北区大手町の消防局庁舎における外壁及び屋上防水の改修を行うものである。 本市では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする環境整備の一環として、建設現場に設置する仮設トイレを快適に使用できる仕様とした「快適トイレ」の導入を推進している。 この快適トイレの仕様や実施方法等を定めた「建設現場における「快適トイレ」設置試行要領（以下「要領」という。）」には、受注者が快適トイレを設置した場合、要領で定められた額を変更設計に計上すると記載されている。 本工事においては、快適トイレが設置され、その費用が変更設計書に計上されていたが、１基当たりの月額を誤って過小に計上したため、不適切な積算となっていた。 工事費の積算にあたっては、要領を遵守し、適正に行われたい。	１　指摘事項が生じた原因 今回の指摘は、内訳書に単価を手入力する際の入力ミスが原因で生じたものである。 また、設置期間についても見積書の期間をそのまま入力していたため、実際の存置期間とは異なる数字となっていた。 ２　再発防止策について 今回の指摘を踏まえて、今後は単価算定の根拠となる算定シートを作成し、変更内容と金額の根拠について二重チェックすることを徹底する。 また、積算基準等を所管する技術監理局から、快適トイレの設計変更等の取り扱いについて注意喚起がなされたことも踏まえ、設計変更時には要領の遵守を徹底し、積算を適正に実施していく。 ３　職員への周知について 令和８年７月１７日に算定シートを作成し、内容周知のため、令和８年７月３０日に事務改善会議にて職員へ周知した。

注・・［　］内の数字は、令和８年監査公表第１０号の別表１　本工事抽出一覧表の番号を示す

監　査　の　結　果	措　置　状　況
オ　工事の変更について （設備部電気設備課） ［１０７］小森江小学校統合大規模改修電気工事 本工事は、小森江小学校統合に伴い、旧小森江東小学校校舎の電気設備を改修したものである。 照明設備の取替に係る積算において、設計変更の際に照明器具台数を変更する必要があったが、一部台数を変更しないまま設計変更を行ったため、設計変更後の台数と実際の台数が一致しておらず、不適切な変更契約となっていた。 工事の変更にあたっては、実際の工事内容を確実に確認し、適正な設計変更を行われたい。	１　指摘事項が生じた原因 今回の事案は、組織的なチェック体制が十分に機能しなかったことが原因で生じたものである。 ２　再発防止対策 今後、同様の精査誤りが生じないよう、以下の対策を実施した。 ・既存の「精査チェックリスト」に設計変更時の留意事項を追加・改訂した。当該運用手順を業務マニュアルに明文化し、設計変更時には「担当者・精査者・係長」によるチェックを徹底する。 ・実務上の変更が生じた際は速やかにチェックリストを更新するとともに、会議等を通じて課内職員への周知を継続し、適正な事務処理体制の維持を図る。 ・特定の担当者に業務が集中しないよう、課内での業務分担の平準化を図っていく。 ３　職員への周知 令和８年７月１７日に事務改善会議を開催し、電気設備課の全職員に対し、本件違算の原因と内容、および改善策（精査チェックリストおよび業務マ

監　査　の　結　果	措　置　状　況
	ニュアルの改訂）について周知徹底を図り、再発防止を指示した。

注・・[　]内の数字は、令和８年監査公表第１０号の別表１　本工事抽出一覧表の番号を示す

（２）区役所

監　査　の　結　果	措　置　状　況
ア　工事費の積算（共通仮設費の対象額）について （門司区役所まちづくり整備課） ［１０］高田公園整備工事 本工事は、門司区大里原町において公園の整備を行ったものである。 市土木工事標準積算基準書（以下「積算基準」という。）では、共通仮設費の積算において、工事のために設計製作された大型遊具の費用は、共通仮設費の率計算の対象外とされ、一方、設計製作品ではないカタログ品は率計算の対象となる。 本工事においては、カタログ品の遊具を設置したにもかかわらず、その費用を共通仮設費の率計算の対象外としており、不適切な積算となっていた。 共通仮設費の積算にあたっては、積算基準に基づき適正に行われたい。	１　指摘事項が生じた原因 今回の指摘は、令和５年度まで複合遊具を「カタログ製品を複数直接組み合わせた大型遊具」として運用してきたものの、令和５年度末の通知により、複合遊具であってもカタログ製品単体は共通仮設費の率計算の対象外となる大型遊具には該当しないという運用となった。本工事においては新たに発出された通知に対する認識不足が原因で生じたものである。 ２　再発防止対策 今後、同様の問題が生じないように、工事発注時のチェックリストにおいて、参照する通知や基準が最新のものであるかについても確認することとした。 ３　職員への周知 課内の職員に対して、令和８年６月１０日に事務改善会議を実施し、指摘内容と改善策について周知を行い、再発防止の徹底を図った。 また、通知発出元のみどり公園課を通じて、本工事と類似工事を設計・工

監　査　の　結　果	措　置　状　況
	事する関係部署に対し、同様の事案が発生しないよう周知を行った。

注・・[　]内の数字は、令和８年監査公表第１０号の別表３　本工事抽出一覧表の番号を示す

監　査　の　結　果	措　置　状　況
イ　業務委託の変更について （小倉北区役所まちづくり整備課） ［２０］国道１９９号他除草清掃業務委託 本業務は、小倉北区西港町周辺の国道１９９号沿いなどで実施された除草清掃業務である。 草刈清掃業務で発生した刈草の積込運搬費用は、業務箇所から処分を行う搬出先までの運搬距離に応じて積算される。 本業務委託においては、刈草の搬出先を特記仕様書で新門司工場に指定し、その費用を計上していた。しかしながら、実際は業務箇所に近い日明工場へ刈草を搬出していたにもかかわらず、遠方の新門司工場へ搬出する費用のままで業務を完了させており、必要となる業務委託費の変更を行っていなかった。また、特記仕様書での指定と異なる搬出先に刈草を搬出することについて、必要な指示票が作成されていなかった。 特記仕様書の指定を変更するような重要な変更については、市として文書で指示するとともに、業務委託の完了にあたっては、実際の業務内容を確実に確認し、適正な設計変更を行われたい。	今回の事案は、担当職員が刈草の処分場の変更に伴う設計変更を失念したことにより発生したものである。 失念の原因は、委託内容が変更になった場合に業者に渡す指示票を交付していなかったこと、及び竣工の段階でも設計変更が必要なことに気が付かなかったことにある。 本件を受け、再発防止のため、下記の対応を行うこととした。 １　工事及び委託を契約したら執務室内に名称、担当者名等を記載した工事一覧表を掲示して、契約内容に変更が生じた際は、直ちにその旨を付箋等で明示することで、変更内容の可視化と共有化を図る。 ２　担当者は契約内容に変更が生じた場合は、速やかに指示票を作成し、受注者へ文書による指示を徹底する。 ３　竣工前のチェックを発注時に設計審査を行った職員を加え２人体制にして、設計内容と実施内容の確認を徹底する。 以上の再発防止策について、令和８年６月１７日の事務改善会議において課内周知を図るとともに、区幹部会を

監　査　の　結　果	措　置　状　況
	通じて区役所全体へ同様のミスが生じないよう注意喚起を行った。

注・・[　] 内の数字は、令和８年監査公表第１０号の別表３　本工事抽出一覧表の番号を示す

北九州市監査公表第１７号
令和８年１１月１６日

北九州市監査委員　　中　野　正　信
同　　梅　田　久　和
同　　鷹　木　研一郎
同　　大久保　無　我

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第１９９条第１４項の規定により、次のとおり公表する。

１　監査の種類
定期監査

２　措置を講じた局
総務市民局
産業経済局

３　監査の期間
令和７年１１月５日から令和８年５月２１日まで

４　監査公表の時期
令和８年７月２９日（令和８年監査公表第７号）

5　監査の結果に基づく措置の状況

（１）総務市民局

監　査　の　結　果	措　置　状　況
ア　契約事務 （ア）契約事務について （総務課） 令和７年度の本庁舎１５階旧喫茶室等改装計画業務委託に係る契約事務において、予定価格を上回る金額で契約を締結していた。これは、指名競争入札手続において、入札金額（税抜）が入札書比較価格（税抜）を上回っていたにもかかわらず、誤って予定価格（税込）と照合し、落札者及び落札金額を決定していたものである。 地方自治法施行令では、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札ができると定められており、本来は２回目の入札を行うべきであった。 適正な事務処理をされたい。	今回の指摘を受けて、総務課の業務マニュアルに、今回照合を誤った予定価格調書と入札書の様式を追加し、照合箇所も明記した。 加えて、入札執行時の係長と職員によるダブルチェックを徹底するとともに、ダブルチェックを確実に行うため、入札執行時の係長と職員の役割分担を明確にする改定も併せて行った。 また、令和８年５月２０日、事務改善会議において、課内全職員に対して、今回指摘された案件の内容を確認するとともに、入札執行手順や執行時の注意点を再確認するなど周知徹底を図った。 ≪局全体の対応について≫ 令和８年７月３０日、局内各課に対して、今回の指摘事項について周知を行い、各課においても適正な事務執行を行うよう周知した。

（２）産業経済局

監　査　の　結　果	措　置　状　況
ア　支出事務 （ア）補助金等交付事務について （サービス産業政策課） サービス産業政策課（以下「所管課」という。）が行った商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金に係る交付事務において、補助事業者から提出を受けた補助金の積算根拠となる改修費の見積書の体裁が、同補助金の他の案件で補助事業者が施工関与した工事の際に使用しているものと同一と判断されるもので、疑念を生じかねないものであったにもかかわらず、真正性等の確認を十分行わずに補助金を交付していた。 実査後に所管課が確認したところ、同一であったことの事由の聞き取りを行う一方で、補助事業者は、所管課が行った説明を誤解釈したことにより、実績報告に際して、個々の業者に発注を行ったにもかかわらず、実際は取引を行っていない特定の１社（以下「Ａ社」という。）単独の名義による領収書の作成に関与し、Ａ社の押印の協力を得てこれを提出し、更にこれに記載された額は、実際に要した経費を超えるものであったことが判明した。 交付申請時及び実績報告時に、真正性等の確認が適正に行われていれば、補助事業者に対する指導や補助決定額の一部取消しといった措置も可能であ	指摘された点については、補助事業者に対して、個々の事業者に発注していた工事の支払関係書類の再提出を求め、令和８年５月２９日に根拠書類が確認できた補助対象経費から積算した補助金額と既交付額との差額２６９，１００円を返還させた。 また、再発防止のため、以下３点について市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要領の改正を令和８年７月３日付で行った。 ①実績報告書の添付書類を「領収書（写）」から「支出の事実を確認できる書類（領収書及び振込伝票、通帳の写し等）」と改めた。 ②市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱・要領及び市補助金等交付規則を市ホームページに掲載し、交付申請書様式に、それらの要綱等を確認した旨にチェックを入れたうえで、署名する欄を追加した。 ③補助事業者は会計帳簿等の関係書類を整備し、必要に応じて市が確認を行うことを記載した。 さらに、補助事業者に誤解釈が生じないよう、今後、職員用に説明事項の

監　査　の　結　果	措　置　状　況
ったと思料される。 　また、実績報告の確認に際しては、確認資料を「領収書等（写）」としているが、必要に応じて、実際の出金が確認できる通帳やネットバンキングの帳票、さらには補助事業者の会計帳簿を確認するとともに、今後は、提出を求める資料について改善を図るなどの措置を講じられたい。	チェックリストを作成し、口頭説明においても、重ねて注意喚起を行う。 　また、７月、８月の課内会議において、当該事例と今後の対策について周知を行い、他補助金についても留意するように注意喚起を行った。 ≪局全体の対応について≫ 　事務の適正な執行に向けて、令和８年７月３０日付で局内各課へ通知を発出し、事務改善会議において今回の定期監査における指摘事項等を周知徹底するとともに、今一度、総点検を行うよう指示した。

監　査　の　結　果	措　置　状　況
（イ）補助金等交付事務について （中小企業振興課） 中小企業振興課（以下「所管課」という。）は、市内中小企業者が事業承継に必要な経費（Ｍ＆Ａの仲介者へ支払う委託料等）の一部を助成するため、「事業承継・Ｍ＆Ａ促進化助成金交付要綱」、「同交付要領」に基づき、上限５０万円の「本助成金」を交付している。 所管課は、本助成金の交付事務において、取組状況報告書の提出時に必須である「事業譲渡契約書」写しが未提出であるにもかかわらず、事務処理を完了させていた。 実査時の指摘により、所管課は、申請者に「事業譲渡契約書」の提出を求め、提出されたその内容を確認したところ、当該契約の締結日は令和６年４月１７日であり、交付申請日（同年５月２０日）より前であったことが判明した。これは、本助成金の助成要件である「申請日以降に終了する事業であること（要綱第５条第３項第１号）」及び「委託契約締結前に申請すること（要領第４条）」に明確に反するものであり、本来助成金を交付できない事案であった。 本件の発生原因は、申請者側の制度理解不足に加え、所管課が取組状況報告の審査において、必須書類の突合確認を看過したことにある。特に、取組	指摘された点については、申請者に聞き取りを行い、法制課の見解等を確認した。その結果、本助成金の助成要件を満たさないものと判断したため、相手方に令和８年２月２０日付「交付決定取消通知書兼返還命令書」を通知し、同月２５日に返還させた。 今後、同様の間違いが生じないように、要綱・要領の改正（令和８年５月１日施行）や申請手続きの見直し、案内チラシや市ホームページで申請手続きフローを明記する等、申請者の制度理解不足の解消を図った。 さらに、「取組状況報告書」提出時の添付資料の提出漏れ防止のため、受領後、起案文書に提出書類の内訳・内容等を記載し、起案者及び決裁者による確認を徹底することとした。 ≪局全体の対応について≫ 事務の適正な執行に向けて、令和８年７月３０日付で局内各課へ通知を発出し、事務改善会議において今回の定期監査における指摘事項等を周知徹底するとともに、今一度、総点検を行うよう指示した。

監　査　の　結　果	措　置　状　況
状況報告が３か月以上遅延して提出された際にも、内容の精査や書類の補正指導を行うことなく漫然と事務を進めたことは、審査体制の形骸化を示している。 　また、本来助成対象とならないものに交付した結果、予算が早期に消化され、年度の途中で受付を終了したことは、地方自治法第２条第１４項及び市予算規則第１３条に定める「最少の経費で最大の効果を挙げる」という予算執行の原則に照らして適切とは言えない。 　所管課においては、本件の発生原因を組織的に共有し、単なる書類の有無の確認にとどまらず、要件との適合性を厳格に審査するチェック体制を再構築されたい。	